

御船町農業委員会会議録

令和5年3月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年3月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 13時30分～15時25分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 7 番 森田 優二 13 番 竹崎 幸雄

農地利用最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

7 議案第 10 号 登記簿上農地の地目認定について

8 議案第 11 号 農作業基準賃金について

9 議案第 12 号 農業振興地域の整備について

10 議案第 13 号 農地利用最適化の推進について

11 報告第 8 号 合意解約について

12 報告第 9 号 許可不要転用届について

13 報告第 10 号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司
主 事 本田 美里

事務局

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員、13番 竹崎委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立しますことを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、3月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議 長

はい、こんにちは。先月の県立劇場での研修会はお疲れ様でした。主な内容は、基盤法についてでした。テレビの参議院予算委員会中継で農地法の話がありました。構造改革特区と法人農地取得事業に関するものでした。農地法の第2条3項の農地所有適格法人の要件について、適格法人として認められれば、農地の所有はもちろん、リースもできるということです。農業をしようとしている者が、農地を手に入れてリースするのは、農地を守ることにならず、意味がないのではと思いましたが、法人の場合、バックが外資の可能性があるということです。何もかも、フリーにしてしまうのはどうかと思います。農業が衰退しないように、皆さん参入してくださいということで、自由にした分責任も発生することを、明確にしていきたいと思えます。ということで、適格法人の審査を明確にクリアにしてくださいとの質問でした。それから、ドローンを使用したスマート農業に関連したもので、情報の流出が心配されるのではないかとということでした。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。5番 藤岡委員、6番 大西委員よろしく願いをいたします。それでは、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和5年3月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

2 ページをお願いします。今月は、1 件の申請が上がっております。

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：472 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇町〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：2,938 m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：2,704 m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

4 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：162 m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。田 4 筆計 6,276 m²

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、徳永委員の担当ですので説明をお願いいたします。

9 番 はい。2 月 27 日に川地推進委員と申請人と事務局と現地の確認をしました。場所は説明資料の 4 ページの地図をお開きください。九州縦貫自動車道と県道嘉島甲佐線が交差する付近になります。譲渡人は地元出身ですが農業をしないので、農地を手放されるということです。広さは、4 筆で約 6 反になります。取得後は、水稻を作付けされるとのことです。3 ページをご覧ください。第 2 項 1 号については、耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力が認められます。4 号については、必要な農作業に常時従事することが認められます。7 号については、周辺地域へ支障をきたさないことがないかということですが、譲受人は、養蜂業を営んでおり、冬はおそらく菜花とか蓮華草を植えて蜜を採取されることになると思います。何ら問題はございませんので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご意見・ご質問他にございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

事務局

続きまして、議案第 8 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
今月は、申請が 7 件上がっております。順番に読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：514 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△〇〇△
〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：所有権移転

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：214 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場 理由：所有権移転

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：195 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 事業計画変更になります。

理由：所有権移転

2 筆目は追加です。

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：211 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名は同上です。畑 2 筆計 406 m²になります。

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：1,018 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：貸倉庫 理由：所有権移転

以下 28 筆ありますが、読み上げは割愛させていただきます。

計田 28 筆 21,509 m²になります。

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：469 m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名は申請番号④と同じです。

理由：賃借権設定

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：765 m²

貸人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町大字〇〇△ - △

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：豚舎

借人の住所・氏名が変わる事業計画変更になります。

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：2,112 m²

貸人の住所・氏名、借人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：1,349 m²

貸人の住所・氏名、借人の住所・氏名は同上です。

計畑 3 筆 4,226 m²

申請番号⑦

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：田

面積：3,000 m²のうち 1,512 m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：選挙事務所 一時転用になります。

理由：使用賃借権設定

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：田

面積：2,887 m²のうち 1,458 m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名、転用目的は同上です。

- 田一部 2 筆 2,970 m² 以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①は私の担当ですので説明をいたします。
- 1 番 先ず場所の説明です。資料の 10 ページをお願いいたします。万ヶ瀬という地区にあります。以前鉄工所が隣にありました。道沿いに住宅が点在しておりまして、申請地の西側は畑が広がっています。その一面に個人住宅を建てるということで、申請が上がっております。農地区分は 2 種農地で、一般基準は全てクリアしていきまして、何ら問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見ございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について、担当の坂本委員説明をお願いいたします。
- 3 番 はい。先ず場所から説明いたします。資料の 16 ページをご覧ください。上高野集落の旧国道 443 号沿いにある〇〇屋の西側方面になります。申請地の西隣が公民館で、北側に神社があります。19 ページに写真がありますけれども、災害公営住宅の入口になります。公民館の駐車スペースが少なく、集会等の際には、高齢者が自宅から歩いてこなければならず、駐車スペースを確保するための申請です。20 ページに始末書があります。災害公営住宅の工事前は、耕作がされていましたが、草木が繁殖していました。申請人は上高野区の区長さんです。区としてこの申請地を取得したかったが、農地法上難しいということで、区長さんが個人で取得し区に駐車場として貸付して、ゆくゆくは区へ引き継いでいくということです。大森推進委員と事務局と現地確認をしましたが何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、質問・ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について、吉田委員が担当ですので説明をお願いします。
- 14 番 はい。初めに場所の説明をします。資料の 24 ページをご覧ください。

ださい。国道 443 号線を益城方面に向かう際にある北木倉の看板のある道路を右側に入った、北木倉集落から少し離れた場所に位置する農地になります。現況の写真は、26 ページを見てください。現地は、十字路の場所にあり、北側は果樹が植えてあり、東側には住宅が建っております。南・西側は里道になっております。申請地は第 2 種農地で、面積は今回の申請分を含め 406 m²になります。次に 25 ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、専用住宅、庭、駐車場及び転回広場を設けることになります。次に 22 ページの審査表をお開きください。一般基準の項目は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、以前申請分の追加、面積の拡張ということですね。図面も変更になっているのですか。

事務局 元は、△番地に住宅を建て、道沿いに駐車スペースを設ける計画でした。

議 長 図面を引き直したということですね。他に、質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④これは皆さんと現地を確認した案件であります。私も譲渡人の一人ですので、議長を職務代理者の荒木委員にお願いします。

臨時議長 議長が退席されましたので、議長を代理します。よろしくお願いいたします。それでは、申請番号④と⑤を一括して徳永委員説明をお願いします。

9 番 はい。11 月の総会の後に皆さんで現地に行っておりますので、粗方の説明は聞かれたと思います。このような大きな 5 条申請があった場合は、県も加わって話が進んでいることであると思います。まず気になるのが、どうしても適地であるかということです。場所は 33 ページをご覧ください。小坂校区の増見鶴、秋只という地区になりまして、申請地は、ほぼ秋只になります。いわゆる豊秋というところです。コンビニとガソリンスタンドに挟まれた区画になります。所有権移転が 28 筆、賃借

権設定が1筆であります。賃借の方は、長い期間の契約のよう
です。28 ページをご覧ください。農地の区分については、農
振農用地以外の良好な営農条件を備えていて、土地改良法第2
条第2項に規定する土地改良事業が施工された農地でありま
す。合わせて21,978㎡になります。申請人は、鉄鋼加工業を
営んでいる法人で、近くに本社があります。場所が好適地とい
うことで今回の申請に至りました。一般基準の中で特に気になる
のは、8項の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無に
ついてです。雨水は敷地内に調整池を設け、そこで調整して最
終的には緑川に放流する。汚水・生活雑排水は、建物に見合う
合併浄化槽を設置し、処理後調整池から緑川へ放流する。とい
うことです。規模が大きく心配されましたが、特に下流域の農
業排水施設への支障は少ないものと判断されます。現地の写真
が35ページと36ページにあります。現在は麦が生育して
おります。何ら問題は無いと思われまますので、許可相当と判断
いたします。皆様のご審議をよろしく願います。

臨時議長

はい、ありがとうございます。図面を見ると、農道があるよ
うですが、潰しても構わないのですか。

事務局

確認してきますので、しばらくお待ちください。

臨時議長

他に、ご質問・ご意見はございませんか。

3 番

農地が大規模に転用される場合、地元雇用の条件があると思
いますが、この案件については、対象になってますか。

事務局

農振地域の農地転用の場合に適用されるもので、今回の場合は
対象にはなりません。

3 番

図面に○○開発予定地とありますが。

9 番

はっきりとは言えませんが、大方話は決まっているようです。

臨時議長

他に、ありませんか。

12 番

水路については、事業計画書の3ページに払下げを行うと記
入してあります。

5 番

この案件については審議を保留し、次の案件に進んだら如何で
しょうか。

臨時議長

それでは、次の案件に移りますので、議長と交代したいと思います。

議 長

それでは、申請番号⑥について野田委員願います。

4 番

はい。昨年10月に審議していただいた件の、事業計画の変更
ということです。当初、自己資金にて対応する計画でありまし

たが、その後資金の借入を金融機関に申し込んだが受けられず、借人をグループ企業に変更したものです。他の施設等の事業計画については、変更がありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。元々〇〇さんが何回かに分けて取得する申請がありましたが、直近の申請分についての計画変更のようです。それでは、皆様にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑦についても、担当の藤岡委員説明をお願いいたします。

5 番 はい。場所は、資料の 46 ページをお開きください。今城の仮設住宅の跡地になります。3月2日に池田委員、森田委員、永本推進委員と事務局と申請者の代理人と現地確認を行いました。申請地は、既に利用してある状態ではありました。田2筆 5,887 m²のうち 2,970 m²の一時転用になります。4月に行われる〇〇選挙の事務所になります。申請が遅れたのは、町内の2ヵ所を候補地としていたが、面的問題、商業施設等の借上げが難しく、日にちもなかったので申請が後になって、始末書が添付されております。44 ページにお戻りください。排水が出ることはなく、問題ないと思います。転用の期間は、4月15日までとなっており、その後は現状復帰、仮設住宅の跡地の状態に戻されるということです。一般基準の1項から10項まで、該当する箇所は適当と思われ、許可相当と判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。フライングしたということで、始末書が添付してあります。皆様にご質問・ご意見はございませんか。

11 番 砂利が敷いてありますが、問題ありませんか。

議 長 その点については、仮設住宅を撤去した状態ですので、問題ないと思います。

5 番 跡地の利用については、町と地権者で検討中のようなので、砂利敷きの状態のままになっております。

3 番 仮設住宅を建てる前に、撤去後のことについては決めてなかつ

たのでしょうか。

議 長 地主さんの意向によるのでしょうか、決めてはなかったのでしょうか。町内の各地域に仮設住宅はありましたが、現状復帰したところもあるし、砂利敷きのままのところもあるようです。他に、ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

全委員
議 長 ありません。
それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。審議中断した案件に戻りたいと思いますので、再び議長を交代します。

臨時議長 それでは、先程の、審議について事務局から回答をお願いします。

事務局 農道の件について、所有は町、管理は土地改良区になります。この件については、建設課が担当しています。払下げについて事前相談の段階で協議中であり、正式には決まっていないということです。

臨時議長 只今の説明については、よろしいでしょうか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それでは、議長と交代したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 9 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 8 ページをお願いします。
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和 5 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
9 ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表になります。今月は、12 件です。合計値のみ読み上げます。田の 30,609 m²、畑の 6,721 m²、計の 37,330 m²です。10 ページをお願いします。再設定分の利用権設定等状況一覧表になります。4 件です。田の 10,069 m²、畑の 2,561 m²、計の 12,630 m²です。11 ページをお願いします。こちらは、農業公社を通じた貸借になります。8 件です。田の 6,936 m²、畑の 11,982 m²、計の 18,918 m²です。続いて 12 ページです。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年3月10日提出 上益城郡御船町

13 ページをお願いします。令和5年第3回農用地利用集積計画総括表になります。今月分から読み上げます。田の47,614㎡内再設定が10,069㎡、畑の21,264㎡内再設定が2,561㎡、計の68,878㎡内再設定が12,630㎡です。続いて右側の本年累計です。田の176,163㎡内再設定が54,023㎡、畑の25,908㎡内再設定が4,513㎡、計の202,071㎡内再設定が58,536㎡です。所有権移転分の田が3,516㎡、畑が98㎡、計の3,614㎡です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご意見・ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第10号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、町長から別紙のとおり照会があったので、意見の決定を求める。

令和5年3月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
15 ページをお願いします。令和4年度調査地区の平成24・25・26年度の再調査になります。こちらは、1筆になります。閲覧の誤り等修正と言いまして、平成24・25・26年度に調査した分を、地震の関係で昨年調査しております。その結果について閲覧を行います。その閲覧で、所有者から意見の誤り等照会ということで、地籍の変更を申し出たということで1筆上がっております。こちらにつきましては、地籍調査の変更で、大字○○字○○△番地、所有者住所が○○郡○○町大字○○△番地、所有者名○○ ○○、調査前の地目が田、調査後の地目が山林、面積につきましては、調査前が168㎡、調査後が211㎡になっております。こちらが1筆です。続きまして、17ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和3年度に調査した分になります。こちらの方が、今年令和4年度に閲覧を行っております。この閲覧の関係で、18ページに記載があります。こちら読み上げます。

土地所在：調査前後 大字○○字○○△

所有者住所：○○郡○○町大字○○△番地

所有者名：〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

地目：調査前 田、調査後 山林

面積：調査前 2,095 m²、調査後 3,355 m²。

以降につきましては、読み上げは、割愛させていただきます。こちら先程と同じく、調査後の立ち合いで、所有者に対して、地目の変更をされますかと、確認を取ります。その際に、その当時は地目変更を申し出していなくて、閲覧時に本人から申請が上がって、変更されるのが今回の件になります。今回、前回の地目変更の上があった分の修正がこちらになります。以上です。はい、ありがとうございます。それでは、皆さんご質問・ご意見ございませんか。原因及び日付の欄に年月日不詳とありますが、どのような意味でしょうか。

議 長

事務局
議 長
事務局

最初の地目変更、確定が、年月日不詳ということですか。例えば、最初から田ではなかったということですか。最初にその地目にした年月日、明治の時代になると思いますが、それが不詳ということですか。

議 長

事務局

それでは、事務局の説明に了解していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第 11 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。議案第 11 号 別紙のとおり農作業基準賃金を定めたいので、承認を求めます。

令和 5 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会

20 ページにありますとおり、今回令和 5 年度御船町農作業基準賃金（案）ということで掲載しております。こちらにつきましては、令和 4 年度と変更になっておりません。皆様のご審議をお願いします。

議 長

8 番

議 長

8 番

議 長

はい、この件は毎年悩みの種になっていますが、今年はどうしますか。

運搬については、10 a 当たりの金額に手伝った人の日当を上乗せすればと思いますが。

下の欄に一般作業の日当がありまので、これを参考にすればと思います。作業は、丸 1 日掛かったり、掛からなかったりしますので、臨機応変に対応していただければと思います。

作業を受ける人の意見を、多少は聞いた方が良くはないでしょうか。

頼む人は下げたい、受ける人は上げたいのが心情ではあります。

- 2 番 あくまでも基準としての賃金なので、委託者と受託者の話し合いにより金額は決めてもらえば良いと思います。
- 議 長 そのように増減はできるので、何年も金額は変えていません。後は、双方の話し合いをすればよいでしょう。今年も、このままで良いでしょうか。燃料代等高騰しているのを上げることも考えられますが。
- 8 番 据え置きにして置いて、後は交渉してくださいとすれば良いのではないのでしょうか。
- 議 長 今回も、据え置きということで良いですか。
- 全委員 はい。
- 議 長 それでは、令和 5 年度御船町農作業基準賃金については、(案)のとおりとします。事務局よろしいですか。
- 事務局 はい、承知しました。基準賃金については、4 月発行の広報紙に掲載します。
- 議 長 続きまして、議案第 12 号を提案します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 12 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和 5 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
こちらにつきましては、22 ページに意見書の方を載せております。農業振興計画の全体(案)につきましては、事前に配布しております。全体の計画と地図が 2 枚付いていたと思います。1 枚目の地図に赤で示しているのが、除外予定地です。編入が 3 筆あります。青で見にくいですが、滝尾橋付近になります。お手元の資料の農業振興地域整備計画の変更の下に一覧表があります。除外をする筆、編入する筆が載っている一覧です。
(別添様式 2)になります。変更総括表(全体見直しによる農用地利用計画の変更)とあります。今回、除外する筆と編入する筆があります。若干説明をします。①番目が、農業上の利用が見込まれない山林・原野。こちらにつきましては、既に地目が山林・原野に変更されている所、並びに非農地判断をされている筆が 71 筆、面積につきましては 57,634 m²になります。②番目、地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地。これは、言葉では判りにくいのですが、小規模な農用地とは簡単に言いますと、基盤整備等の土地改良事業の計画がないところで、10ha 未満のところ。②番目

の除外数が一番多くなっています。1,185筆、面積が766,802㎡。③番目です。開発行為の許可が不要な施設。こちらが100筆、面積が26,814㎡。開発行為の許可が不要な施設とは、簡単に言いますと、高速道路、国道、県道です。該当するのは、御船町から山都町に抜ける九州中央自動車道です。後、滝川の国道445号線の一部です。④番目です。具体的な開発計画の用地として確保する土地。77筆、面積が78,303㎡。町で開発計画が3カ所行われています。1カ所目が高木のインターチェンジ付近になります。面積が35,081㎡、平島の工場用地になります。壁とか屋根材の金属加工工場です。2カ所目が木倉のコメリの前です。こちらの方につきましては、林商店と林倉庫の二事業が一体となっています。林商店が11,803㎡、貸物流倉庫の建築です。林倉庫が35,919㎡、こちらと同じく貸物流倉庫です。高木の平島、木倉の林商店と林倉庫、この三つが除外になります。除外面積の合計が92.9ha、農振編入が0.2haです。以上について皆様のご意見を伺えたらと思います。以上です。

- 議 長 はい、それでは皆さん、ご質問・ご意見ございませんか。
- 3 番 農振除外については、農振協議会で審議されるのでしょうか。今の説明のような案があるが如何なものかと、農振協議会に諮られたのですか。
- 事務局 通常は個別案件として、1件ずつ提案するのですが、今回は、全体案件として提案しています。皆様のお手元の資料より簡易なものを用いまして、提案しています。詳細についてはなく、全体として協議いただいております。
- 議 長 普段は、まず農業委員会に上がってきたものについて意見を集約して、農振協議会に持っていく訳ですよ。そして、農振協議会で審議して承認されたら、また農業委員会に返ってきてOKということで、通常どおりの流れになっていきます。今回は無かったようです。コメリの前をどうして農振除外にするのか、また、除外の要件が何に当てはまるからなのか。
- 事務局 ④番の「具体的な開発計画の用地として確保する土地」に該当します。
- 議 長 それでは、計画ありきではないですか、農業振興地域に関係なく転用できるように、おかしな話だと思います。事前に通常どおりの流れで、町長名で農業委員会に上がってきて然るべきだ

- 事務局 と思います。そして、農振協議会に持っていき、また農業委員会で最終的に承認するのが、本来の姿ではないでしょうか。
- 事務局 私のほうが、国と県とやり取りをしていたのですが、そこに町の方の全体で見るという感覚でいたものです。今回の件は、事務方の段取りが悪かったものです。地元説明会が8月9月10月にありました。地権者並びに土地改良区と地元住民を呼んで説明会をされているのですが、その席上でも、そういう話が一切出ていませんでした。11月の段階で、92.9haの除外並びに0.2haの編入につきましては、県と協議を終えています。本来はその段階で、農業委員会並びに農振協議会に事前に打診をする必要がありましたが、今回は全体協議いただきました。それが、良くありませんでした。
- 議長 農振協議会で意見を述べられたのは、地権者ではありませんが地元の人ではありました。地元で一番条件の良い農地を、何故外すのかとの思いがあったから、敢えての意見だったと思います。今回の件は、その方法に問題があったので、もう少し丁寧に事を進めていかなければいけないと思います。例えば、地元では回覧板で周知するとか、マスコミにすっぱ抜かれてから対応するのではなく、それより前に、地元の人たちに丁寧な説明で周知徹底しなければと思います。これからも、この様なことがあると思いますので、次は適切な対応をしていただければと思います。
- 事務局 今後の流れとしましては、個別見直しと同様に、事前に農業委員会並びに農振協議会には情報を流して、対応していきたいと思います。
- 議長 それでは、意見書の意見事項については、事務局に委ねます。今までの意見を集約して、農地を守る観点から等々と記述していただければと思います。また同意をするということでもよろしいでしょうか。ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第13号を提案します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第13号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について承認を求める。
- 令和5年3月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
26 ページの中ほどの最適化活動の活動目標の項をご覧ください

い。推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、一人当たりの月の活動日数は、熊本県農業会議から6日が最低基準と指導されています。最適化活動を行う農業委員の人数については、13人としていましたが、昨年7月に定義が変わり、0日の人がいても交付金を支給するという事で14人、並びに推進委員10人の計24人としております。次に、活動強化月間の設定目標は、活動月は変更できますが、基本的に農地集積・集約、遊休農地発生防止・解消が主な活動内容になります。皆さんに現在活動していただいているのは、農地パトロールや、農地利用の相談についての件が多いかと思えます。本日審議いただきたいのは、活動日数を6で良いのかということです。日数目標は6日が下限で、13日が上限となっています。

議長

ご質問はございませんか。ないようでしたら、一人当たりのひと月の活動日数は、6日以上とすることについて、承認いただける方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。続きまして、報告事項ですけれども、通して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の27ページをお願いいたします。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和5年3月10日提出 御船町農業委員会

今月は、5件合意契約が出ております。28ページから30ページにかけて掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、31ページをお開きください。

報告第9号 許可不要転用届（農地法第5条第1項第1号）が別紙のとおり届出があったので、報告する。

令和5年3月10日提出 御船町農業委員会

熊本県が、森林法第41条のなかで、保安林を指定するための届け出がなされております。所在地は、〇〇の3筆と〇〇の1筆になります。詳しい場所は、説明資料の最後のページを見ていただくと、周辺状況・現地の写真が申請者から提出されますので、ご確認をお願いいたします。

33ページをお願いします。

報告第10号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和5年3月10日提出 御船町農業委員会

34 ページに、2 月に非農地判断をした 13 筆の一覧表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。35 ページには、非農地否認となった 2 筆を掲載しておりますので、こちらもご確認をお願いします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

5 番

Ⓔ

6 番

Ⓔ